

日野市職員の安全衛生管理規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

日野市長

古賀壮志

日野市職員の安全衛生管理規則の一部を改正する規則

日野市職員の安全衛生管理規則（昭和60年規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「総括安全衛生管理者」の次に「の設置」を加える。

別表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市職員の安全衛生管理規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。